

介護・障害分野の慰労金について

事業内容

利用者と接する職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する。

	介護	障害
対象施設・事業所	介護保険の全サービス、有料老人ホーム、サ高住、養護、軽費	総合支援法、児童福祉法による障害福祉の全サービス（注1）
対象職員	対象施設・事業所に勤務し利用者と接する職員	

（給付額）

感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員（※）

- ※ 対象期間（注2）に10日以上勤務した者であること
- ※ 一日当たりの勤務時間は問わない
- ※ 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する

（通所・施設系）

感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合
（訪問系）
感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合
※ いずれも一日でも要件に該当する

20万円

上記以外の場合

5万円

その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員（※）

5万円

（注1） 慰労金の支給対象となる地域活動支援事業の対象事業

（市町村事業） 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援
（都道府県事業） 盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

（注2） 対象期間は、令和2年1月15日から同年6月30日までの間